

国分寺市空き家バンク登録申込書

年 月 日

国分寺市長 殿

申込者

住所：（〒 - ）

ふりがな

氏 名： \_\_\_\_\_

電 話 番 号： \_\_\_\_\_

ファックス： \_\_\_\_\_

メー ル： \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

国分寺市空き家バンク実施規則第4条の規定により、次のとおり登録を申し込みます。

確認事項

- 契約交渉に関わる全てについて、国分寺市が委託する東京都宅建協会第十一ブロックへ媒介を依頼し、併せて東京都宅建協会第十一ブロックへ情報を提供し、東京都宅建協会第十一ブロックの会員及び国分寺市職員が登録物件を現地調査することを承諾します。
- 媒介等に係る報酬については、宅地建物取引業法第46条第1項の規定による額の範囲で東京都宅建協会第十一ブロックの会員に支払います。
- 登録に必要な範囲において、市税の納付状況、土地・建物の登記情報を国分寺市が代理で取得することに同意します。
- 国分寺市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員ではありません。

注意事項

- (1) 国分寺市では、空き家等の情報提供及び必要な連絡調整を行います。 「所有者等」と「利用希望者」間で行う物件の売買、賃貸借等に関する契約交渉等を媒介する行為は、東京都宅建協会第十一ブロックの会員が行います。 この場合において、所有者等及び利用希望者に生じた損害については、国分寺市は一切の責任を負いません。
- (2) 登録された空き家等の情報については、個人情報を除き国分寺市のホームページで公表します。
- (3) 申込みされた個人情報等は、東京都宅建協会第十一ブロック及び利用希望者への情報提供を除き、本事業の目的以外に利用しません。
- (4) 一般に、「貸主は貸家の使用収益に必要な修繕をしなくてはならない」「賃貸借契約の解約や更新を拒絶するには正当な事由がある場合でなければ認められない」など、賃貸には一定のリスクがあります。

※裏面も御確認ください。

建物の共有者	<input type="checkbox"/> 建物の共有者はいない <input type="checkbox"/> 建物の共有者がいる (下記に御記入ください。自署の場合は押印を省略できます。)
	住 所  ふりがな 氏 名 印
	----- 住 所  ふりがな 氏 名 印
	----- 住 所  ふりがな 氏 名 印
	----- 住 所  ふりがな 氏 名 印  国分寺市空き家バンク登録申込みの手続を申込者に委任することに同意 します。